３年度　公文書開示状況（８月決定分）　東京都固定資産評価審査委員会

様式２－２

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R3.6.28	R3.8.23	平成３０年度に提起された審査の申出のうち、家屋で認容となった２３件の決定書及び理由書	458		1						1			1				（７条３号） 当該事項（審査申出人の氏名又は名称等）は、法人の所有する他の情報と照合することにより、財産情報、販売上の情報又は内部管理に属する事項に関する情報が特定されることから、これらを公にすることにより、法人の財産状況等が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 当該事項（引用している判決の事件番号）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、法人の財産状況が明らかになり、事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （７条６号） 税務調査等において収集したこれらの情報（審査申出人の氏名又は名称等）は、公にすることにより、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務に支障をきたすおそれがあるため。 当該事項（引用している判決の事件番号）は、公にすることにより、訴訟事件が特定され、裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となり、その結果、東京都に対して納税義務がある場合、納税者の税務情報が明らかになり、納税者からの信頼が損なわれ、税務調査において任意の協力を得ることができないなど、今後の課税徴収事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。	東京都固定資産評価審査委員会